

協働環境委員会会議録

令和5年8月2日(水)
(開 会) 10:00
(閉 会) 10:18

【 案 件 】

1. 自然環境保全対策について

【 報告事項 】

1. 公用車による交通事故の発生について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

市長から、体調不良のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承願います。

「自然環境保全対策について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

本市の自然環境保全対策を検討するに当たり、関連する条例である飯塚市自然環境保全条例について説明させていただきます。サイドブック内の案件1-1をお願いいたします。なお、すべての条文を説明いたしますと長くなりますので、実際に事業者が事業を行う場合にどのような手続の流れになるのかを関連する条文を用いて説明をさせていただきます。

初めにこの条例の概要ですが、合併初年度である平成18年度に制定いたしまして、19の条文で構成されております。

第1条に目的としまして、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることと規定しております。本条例の趣旨といたしまして、周辺住民が知らない間に事業が行われることがないように、また、事業計画に関して、生活環境への影響などについて市民が意見を述べるができるという条例となっております。

それでは、実際に事業が行われる場合の手続の流れについて、説明させていただきます。第7条を御覧ください。ここでは、計画面積が1千平方メートル以上の事業の場合、事業計画を市長に届出することが規定されています。また、第8条では、事業計画を変更又は中止するときも、届出することと規定されています。このように、森林開発や土砂の埋立事業などを行う場合は事業計画を出すこと、また、事業計画を変更・中止する場合も届出を出すこととなっております。

次に、届出が出た後に市としては市民に周知いたします。第10条を御覧ください。ここでは、届出があったときは、公告などの方法で周知し、公告の日から30日間閲覧すると規定されています。このように、市民は事業計画を閲覧し、事業内容を把握することが可能と規定されております。

次に、この閲覧期間内に事業者は、周辺住民の方に説明会を開催することが義務づけられています。第11条を御覧ください。ここでは、第1項で、周辺住民に対して届出に関する説明会を開催しなければならないと規定されています。

次に、市民の方は周知や説明会を受けて、意見書を提出することができます。第12条を御覧ください。ここでは、事業計画に関し、生活環境に与える影響について意見がある市民は、市長に対し意見書を提出できると規定しています。市はその意見書を取りまとめ、意見内容の要旨を事業者へ送付し、事業者は意見についての見解を示すという流れとなっております。

最後に、周辺住民と事業者との協定の締結について規定しています。第13条を御覧ください。ここでは、事業者は、周辺住民から生活環境を保全するための協定の締結を求められたときは、その締結に努めなければならないと規定しています。これは、説明会や意見書などにより意見交換を行っても心配や不安などがあると感じた場合、周辺住民の方は事業者と話し合い、協議することで、協定を結ぶよう努めるようになっております。このように、基本的には、以上の流れで事業が実施されることとなります。

なお一方で、事業者が不適正な事業活動を行った場合の対応についても規定されています。不適正な事業活動が確認された場合、市は事業者に対し、適切な措置を講じるように求めるとともに、指導または勧告をすることができます。第16条を御覧ください。ここでは、事業計画の届出を行わない場合、事業計画以外の事業を行っている場合、説明会を開催しない場合に、指導又は勧告をすることができるかと規定されています。

次に、指導及び勧告に従わない場合は命令を行います。第17条を御覧ください。ここでは、指導・勧告に応じない事業者に対し、適切な措置を講ずるよう命じることができると規定されています。

最後に、公表を行います。第18条を御覧ください。ここでは、命令に従わない場合などに、その内容を公表できると規定しています。

このように、指導、勧告、命令、公表と段階を踏みながら事業者には是正を促すことで、不適正な事業活動の改善を図るような仕組みとなっております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市自然環境保全条例についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

自然環境保全条例、これは条例の中で、これは本市が許可をする案件でしょう、1千平米以上ということは、3千平米以上が県だったよね。それで、飯塚市が許可をするに当たって、よく1千平米以上というところに引っかかるんだけど、開発側からすれば、1平米減らして999平米でも、申告すれば、この条例には引っかからないというようなことが起こるわけです。計画的にそういう申請のやり方をやる実態があります。それも一つと思いますけれど、1千平米以上というアバウトな決め方ではなくて、1千平米前後何%とか、何平米とか、そういった部分にやっただけではないかとかいうような、面積に関する検討は執行部のほうではなされましたでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：07

再 開 10：08

委員会を再開いたします。

○市民環境部長

今のご質問ですが、1千平米を切って、例えば、999平米で出してくれば、この条例には該当しないのではないかとということもあるのではないかとというご質問だと思うのですが、確かに、同一敷地内、もしくは隣接しているところで、例えば、500平米で、もう一つ500平米その2みたいな感じで出してくる業者に関しても、確かにいましたけれど、隣接したり同一敷地内でそういう分割をして出してくるものに関しては、もうこれは1千平米以上というふうに見なすというふうなことで、この条例をもって対応を図ってきたところでございます。

○小幡委員

今、部長の言われたとおりなんだよね。その1千平米以下にするための抜け穴というかな、そういうやり方を、私が業者でもやろうかなと考えるんだね。同一敷地内はそうなんだけれど、過去において、今言う一つの例として、1千平米以内で届出を出しておいて、10平米ぐらい残しておいて、ほとぼりが冷めたというか、その後で、届出なしに自然に10平米をまた開発したというような事例も発生しているの。そのときの最大の欠点が、罰則規定がないんだよね。だから何なのというところがあるので。今後、せっかく条例として上げていくので、罰則規定等も含めた検討をお願いするということで、要望でとどめておきます。ただ、実際にそういうことが行われてきたのか、その点の検討も今後は必要かと思しますので、よろしくお願ひします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ご説明ありがとうございます。少しちょっとベーシックなご質問になりますが、そもそもこの本条例の役割と必要性について、どのようにお考えか、お伺いできますでしょうか。

○環境整備課長

本条例の役割、必要性ということでございますが、2011年の東日本大震災以降、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業が全国的に展開され、本市においても、メガソーラー発電事業が行われており、このような事業についても、本条例に基づいて対応を図ってまいりました。

先ほど説明いたしました、本条例の主旨として、周辺住民の皆様が知らないうちに事業が行われないよう事業計画の閲覧期間を設け、また、住民説明会の開催による事業者と住民の皆様との意見交換、さらには、意見書の提出・協定書の締結など、住民の皆様の意見などが事業者が届くものであることから、本条例の必要性を感じているところであります。

○藤間委員

この条例が運用されていく中で、課題として感じられていること、そういったことがあれば、お伺いできればと思います。

○環境整備課長

昨今では、各自治体の様々な事情により、再生可能エネルギーに特化した条例を作る自治体もございます。本市では、森林開発や土砂埋立てなどの事業について、平成18年度から本条例で対応を図っており、先駆的な条例であると認識いたしております。

本条例を制定するに当たって、平成18年当時の関係法令との整合性などについても協議がなされたと記憶いたしておりますが、課題といたしまして、制定から15年以上経過し、昨今の気象変動による災害の発生状況や東日本大震災以降の再生可能エネルギーの急速な普及など、自然環境や社会情勢なども目まぐるしく変化してきていることから、委員の皆様のご意見を賜りながら、自然環境の保全に関する協議を進めてまいりたいと考えております。

○藤間委員

こちらは平成18年に飯塚市自然環境保全条例が制定されたとのことですが、条例が制定されたきっかけ、そういったものはございますでしょうか。

○環境整備課長

平成18年度は、1市4町で合併をいたしました年度です。本条例と同様の条例は、合併前は、旧飯塚市、旧庄内町、旧穎田町では制定されておらず、旧穂波町、旧筑穂町では制定されておりました。

こうした状況の中、合併当初に暫定施行していましたが穂波町自然環境保護条例、筑穂町自然環境保護条例の対象地域を飯塚市全域とした内容に見直しを行ったものです。

○藤間委員

最後に1点お伺いいたします。今、ご説明いただいた地域という観点以外にも、見直しの箇所がございましたでしょうか。

○環境整備課長

基本的に旧穂波町と旧筑穂町の自然環境保護条例を参考にして、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、安全な生活環境を守ることを目的とした条例となっております。

具体的な例としましては、市、事業者及び市民の責務を定めるとともに、事業活動の届出、説明会等の手続を定め、さらに、不適正な事業活動について、必要な措置を定めることなどを規定するよう見直しをしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、1件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による交通事故の発生について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

「公用車による交通事故の発生について」、ご報告させていただきます。

本件事故は、令和5年7月1日火曜日、午後3時20分頃、飯塚市長尾地内において、健幸保健課職員が特定健診の事後指導のため、訪問先へ向かう途中、進行方向先の道路幅員が狭隘であったことから、進行方向右手にある家屋前の折り返しスペースを利用し、方向転換し前進しようとしたところ、2段積みブロック塀に接触し、ブロック塀の倒壊及び公用車を損傷させたものであります。本件におきまして、相手方及び市側ともに人身傷害はございません。また、この事故の損害賠償については、現在、相手方と協議を行っているところでございます。

この事故の原因につきましては、車両を方向転換する際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認さえ行えば防げた事故であります。当該職員及び同乗していた職員に対し厳重注意をするとともに、所属職員に対しても、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払うよう一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。